

令和 4 年度 第 9 回
愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和 4 年 12 月 26 日(月) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 35 分							
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室							
出席委員 13 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別		
	1	和喜田 重則	出	8	欠番	—		
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出		
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出		
	欠席委員 0 名	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出	
		5	西口 孝	出	12	山田 聡	出	
		6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出	
7		山口 深	出	14	浜田 暁	出		
議事録署名人	14	浜田 暁		1	和喜田 重則			
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 3 名 事務局職員 2 名	職名		氏名		職名		氏名	
	推進委員		小川 博之		推進委員		岡原 智恵子	
	推進委員		山本 哲也					
	事務局長		吉村 克己		課長補佐		尾川 勝彦	
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見に ついて 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見に ついて 議案第 4 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 5 号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 議案第 6 号 農用地利用集積計画の承認について(一括方式)							

令和4年度第9回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和4年度愛南町農業委員会第9回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は13名中13名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に14番、浜田 暁委員と1番、和喜田 重則委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。 受付番号13番、御荘平山の2筆、地目・面積は、畑・4,432㎡で3条有償移転でございます。経営面積は993.8aでございます。 受付番号14番、増田の5筆、地目・面積は、田・2,378㎡、畑・409㎡で3条無償移転でございます。経営面積は93.3aでございます。 以上2件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第3条第2項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明が終わりましたが、13番は私が議案当事者ですので退室を致します。この間の進行は、職務代理者の山口委員にお願いしたいと思います。 (河野会長 退室)

山口委員 (職務代理者)	山口です。河野会長が不在の間、進行を務めさせていただきます。よろしく 願います。それでは、地元委員さんより報告を受けたいと思います。13 番 お願い致します。
委員	場所は、高校農業科の校舎から直線で 100mほど上がったところになります。 譲渡人の息子さんが、4・5 年前まで甘夏を作られていたのですが、辞めて少し 荒れた感じにはなっていますが、比較的容易に原状回復できると思います。そ して、申請地の隣が譲受人の農地になりますので、農地の集約化につながると 思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
山口委員 (職務代理者)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意 見、ご質疑ありましたらお願い致します。
山口委員 (職務代理者) 委員	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。 (異議なし)
山口委員 (職務代理者)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しまし た。 それでは、ここで進行を交代します。ご協力ありがとうございました。 (河野会長 入室)
議長(会長)	次に 14 番お願い致します。
委員	場所は、農免道路の増田の交差点から正木方面に少し走った右側の農地で す。もともと基盤整備をしていた農地ですが、今は荒廃地に近い状態です。二 人は兄弟です。譲渡人に財産分けで名義を変えていたのですが、兄の譲受人 に変更するということのようなのです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致しま す。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意 見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号2番、一本松、地目・面積は田・242㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地と判断されます。</p> <p>以上1件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。2番お願ひ致します。</p>
委員	<p>場所は、一本松のコンビニを過ぎた右側、国道端です。申請者は近くにおられたのですが、その家が古くなったので申請地に家を建てたいということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひしたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号14番、広見、地目・面積は畑・477㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、良好な営農条件を備えている農地で第1種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われます。</p> <p>以上1件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。14番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、広見の神社の並びの道沿いです。譲受人は赤水の方で、結婚し子供さんもできたので、新しく家が欲しいということでの申請です。すでに両隣に家が建っていて、耕作はほとんどなさっていない。近くまで上下水道が来ているので、宅地にするのには良い場所かと思ひます。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思ひます。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第4号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p>

	<p>ます。</p> <p>受付番号 10 番、防城成川、地目・面積は、畑・2,326 m²でございます。場所は、防城成川と赤水の境界で、平城方面から進み、県道の左側です。</p> <p>対象地の調査年月日は令和 4 年 9 月 14 日、これは今年の農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われます。また、周囲につきましても、対象地と同様に山林・原野化しております。以上 1 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 5 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 5 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 140 番は再設定で、御荘深泥、地目・面積は田・1,302 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 6 年でございます。</p> <p>受付番号 141 番は新規で、広見、地目・面積は田・1,254 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 142 番は新規で、広見、地目・面積は田・1,261 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 143 番は再設定で、中川の 18 筆、広見の 1 筆、地目・面積は田・7,999 m²、畑・5,498 m²、使用貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 10 年でござ</p>

	<p>います。</p> <p>以上 4 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p> <p>次に議案第 6 号、農地利用集積計画の承認について(一括方式)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 6 号、農地利用集積計画の承認について(一括方式)、をご説明させていただきます。こちらは、農地中間管理機構を通した貸借となっております。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 1 番は新規で、御荘菊川の 2 筆、地目・面積は畑・4,709 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>以上 1 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>耕作者は、法人化しているのですか？</p>
議長(会長)	<p>していません。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。

議長(会長)

以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長 河野 仁

議事録署名人 沼田 暁

議事録署名人 和喜田 重則